

(お知らせ)

定期検査中の福島第二原子力発電所 3号機における運転上の制限の
逸脱および復帰ならびに誤警報の発生について

平成 19 年 6 月 24 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所 3号機(沸騰水型、定格出力 110 万キロワット)は、平成 19 年 6 月 22 日より原子炉起動中ですが、本日午前 9 時 43 分、低圧注水系^{*1}(B系)のテスト可能逆止弁^{*2}の動作確認試験を実施していたところ、当該弁を開動作した後、閉動作しないことを確認いたしました。

このため、当該系統が動作可能な状況にないことから、本日午前 10 時 1 分、保安規定第 39 条に定める「運転上の制限」^{*3}を満足していないと判断いたしました。

保安規定に基づき、残りの低圧注水系 2 系統(A系, C系)について動作可能であることを確認いたしました。

その後、当該弁の開度を検出して閉動作させるスイッチを調整し、本系統の動作確認試験を再度実施した結果、正常な開閉動作を確認したため、本日午後 3 時 38 分、「運転上の制限」を逸脱している状態から復帰いたしました。

今後、原子炉格納容器内機器の点検終了後、起動操作を再開いたします。

また、本日午前 6 時 1 分、平均出力領域モニタ^{*4}(D)において、「B系原子炉自動スクラム^{*5}」の警報が発生いたしました。

調査したところ、平均出力領域モニタ(D)につながる検出器 22 個のうち 1 個の電極間に一時的な放電が発生し、当該モニタが誤動作したことにより警報が発生したものと推定いたしました。

当該検出器については、当該モニタから除外いたしました。なお、検出器を一定の個数除外しても原子炉出力の監視機能に支障はありません。

本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

* 1 : 低圧注水系

非常時に原子炉水位を維持する系統(A系, B系, C系の 3 系統ある)。

* 2 : テスト可能逆止弁

配管内の流体が逆流しないよう片方向のみに開く弁で、開閉テストが可能となっている。

* 3 : 「運転上の制限」

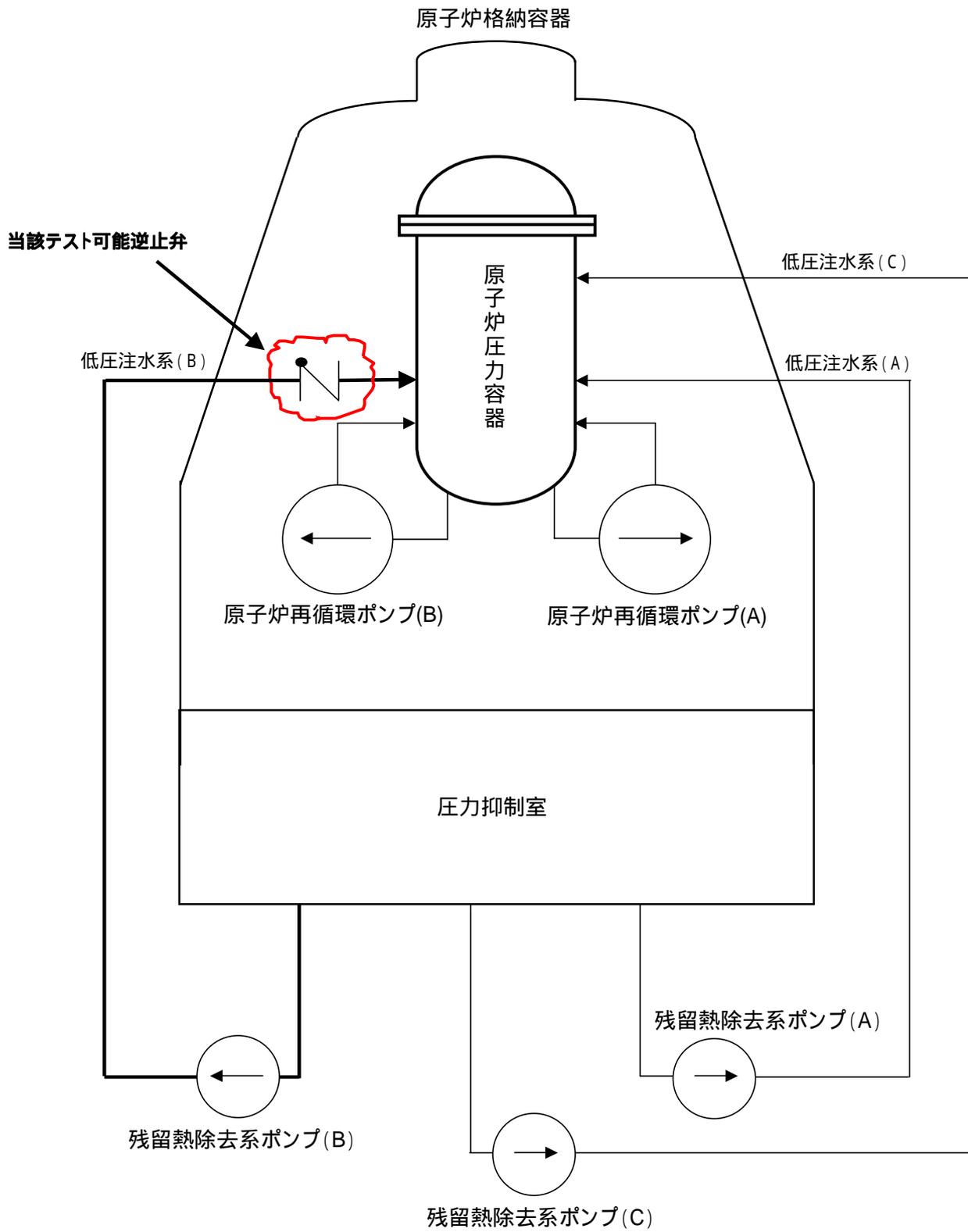
保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっている。

* 4 : 平均出力領域モニタ

原子炉運転中の出力の大きさを計測する装置で、6チャンネル(A～F)あり、出力が大きくなった場合等に、原子炉を自動停止させる信号を出す機能がある。

* 5 : B系原子炉自動スクラム

原子炉を緊急停止するための信号が片系統だけ発生した状態であり、制御棒は動作しない。スクラム信号はA，B両系が同時に発生することで制御棒を全挿入し、原子炉を緊急停止させる。



低圧注水系・系統概要図